

一般財団法人 バッハの森

会員規程

平成 24 年 3 月 31 日：財団法人筑波バッハの森文化財団理事会、評議員会で承認

平成 25 年 3 月 19 日：茨城県知事認可

変更履歴

1. 平成 29 年 6 月 24 日

(会員の種別と会費) 第 2 条第 2 項に「学生会員 年額 2,000 円」を追加

一般財団法人 バッハの森

〒300-2635 茨城県つくば市東光台 2 丁目 7 番地 9

Tel.029-847-8696 ・ Fax 029-847-8699

<http://www.bach.or.jp> ・ e-mail:info@bach.or.jp

(目的)

第1条 この規程は、この法人の会員の入会及び退会並びに会費に関して必要な事項を定めるものとする。

(会員の種別と会費)

第2条 この法人の目的に賛同する個人は、理事長の承認を得てこの法人の会員となることができる。

2) 会員の種別及び年会費は以下のとおりとする。

- (1) 賛助会員 年額 13,000 円
- (2) 維持会員 年額 4,000 円
- (3) 学生会員 年額 2,000 円

3) 会員は、以下の特典を受けることができる。

- (1) この法人が主催する学習プログラムと公開プログラム参加費の割引を受けることができる
- (2) この法人が所有する楽器を使用することができる
- (3) この法人の施設に宿泊することができる

4) 納入された会費は、この法人の運営のために用いる。

5) 納入された会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(入会と継続)

第3条 会員になろうとする者は、申込用紙に必要事項を記入の上、年会費を添えて事務局に提出しなければならない。

2) 2年目以降会員を継続する者は、納入期限までに年会費を納入しなければならない。

3) 納入期限は以下のとおりとする。

- (1) 1月から3月の間に入会した者 毎年3月31日
- (2) 4月から6月の間に入会した者 毎年6月30日
- (3) 7月から9月の間に入会した者 毎年9月30日
- (4) 10月から12月の間に入会した者 毎年12月31日

(退会と除名)

第4条 会員が以下の事由に該当するときは、除名することができる。

- (1) 会員として相応しくない行為があると理事会により認められるとき
- (2) 年会費を納入期限より6ヶ月以上滞納したとき

第5条 会員は退会通知を事務局に提出することにより、いつでも退会することができる。

第6条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。